

防犯灯の新設（廃灯）の要望の受付について

恵み野西町内会 会長 武藤 光一
〃 環境防犯部 部長 吉田 豊

この度、恵庭市より、首記の要望を受ける旨の通知がありましたので、ご希望の方は下記事項にご記入の上、ご提出をお願い致します。

尚、市は、要望について現地調査を実施し優先順位の高いものから実施するとのことで、ご希望に添えないこともありますので、予めご了承をお願い致します。

記

1. 設置基準 夜間における歩行者の通行の安全を図るとともに犯罪被害を防止するためとし、とし、設置場所については、多くの市民が通行する道路（歩道等）とする。
2. 提出方法 下記事項に記入して提出
新設（廃灯）要望の具体的な場所がわかる図面等を添付する
3. 提出場所 恵み野西町内会 ポストに投函
4. 提出期限 5月13日（土）

以上

提出者名	住 所	連 絡 先
設置場所の住所（地番・電柱番号等）	新設・廃灯	備 考
	新設・廃灯	

図面等の添付欄

用紙は、町内会館受付にもあります（毎月曜9：00～15：00，毎木曜13：00～1500開いています）